

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外32名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

証 拠 説 明 書 (23)

令和4年7月11日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 救 軌

外9名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。なお、乙B第116号証及び乙B第117号証には、被告において、下記の立証趣旨に直接関連する箇所を下線を引いた。

記

乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地震、地盤、津波等）に関するもの）

乙B第116号証 浜岡原子力発電所 敷地の地質・地質構造（コメント回答）

（抜粋）

[表紙, 7～10, 13, 15, 18, 19, 25, 27, 28,
30～32, 34, 36～42, 51～54, 56～65, 72～
78頁]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 令和2年7月3日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 以下のことを証する。

- ・ 被告は、文献調査に加え、本件原子力発電所の敷地及び敷地極近傍において、ボーリング調査、露頭調査、サイドスキャンソナー調査及び地下構造調査を実施したこと、その結果、敷地の地質について、敷地及び敷地北側には新第三紀に堆積した相良層群相良層が分布し、敷地北側には、御前崎礫層～古谷泥層に対比される段丘堆積物が分布していることを確認したこと、及び敷地極近傍の相良層には、南北走向の向斜構造が認められることを確認したこと。
- ・ 被告は、敷地内の断層の各露頭において、断層のセンス及び走向傾斜並びに落差を調査分析するとともに、連続性の良い断層の分布を調

査分析したこと、褶曲に伴う層面すべりについても調査分析を行ったこと、並びにこれらの調査分析の結果、確認される断層の走向傾斜は、主に東西走向の高角正断層、南北走向の低角逆断層及び東西走向の高角逆断層が認められ、稀に南北走向の正断層が認められること、及び法面露頭において褶曲に伴う層面すべり断層である可能性が考えられる層理が認められることを、それぞれ確認したこと。

- 被告は、断層の落差については、大半の断層は落差1m以下と小さいが、東西走向の正断層の中に落差20m程度と顕著に大きい南傾斜の正断層があること、並びに断層の連続性や分布については、大半の断層は全長50m以下と短く、これらのうちのほとんどの断層の落差は概ね1m以下と小さいが、東西走向の正断層の中に、数百mにわたり他の断層に切られずに連続するものがあり、落差の大きい断層ほど連続性が良い傾向にあること、及び顕著に落差の大きい断層が一定の間隔を持って平行に分布することを、それぞれ確認したこと。
- 被告は、相良層に作用する力との関係も分析した結果、南北走向の逆断層については、広域応力場であるプレートの沈み込みに伴う東西圧縮力との関係が見られること、東西走向の正断層については、相良層の南傾斜又は北側隆起に伴う重力性の引張力との関連が見られること、及びその他の断層については、相良層に作用するこれらの力との関連が見られないことを、それぞれ確認したこと。
- 被告は、地下構造調査結果を分析した結果、地下深部から地表付近まで及ぶような変位を有するような断層が認められないことを確認したこと、及び「震源として考慮する活断層」とした「A-17断層」にも留意して確認を行っていること。
- 被告は、4号炉建屋基礎露頭において各断層の切り切られの関係を分析した結果、東西走向の正断層、南北走向の逆断層、東西走向の逆

断層及び南北走向の正断層という各断層グループの間の切り切られの関係からは最新活動時期に明確な新旧関係は見られないが、東西走向の正断層の中に、他の断層に切られずに連続し、かつ、他の断層より顕著に落差が大きいものがあることを確認したこと。

- ・ 被告は、4号炉建屋基礎露頭に加え、3号炉及び5号炉の各建屋基礎露頭を調査した結果、連続性の良い南北走向の逆断層は存在しないこと、他の断層に切られたり併合されたりすることなく、数百mにわたって連続し、かつ、他の断層より顕著に落差が大きい南傾斜の東西走向の正断層が存在すること、及び法面露頭の調査結果に基づき、H断層系は、褶曲に伴う層面すべり断層に切られていないことも確認したこと。
- ・ 断層の連続性や切り切られの関係に関する調査結果及びその分析を踏まえると、H断層系は、他の断層に切られたり併合されたりすることなく連続する断層であると認められることから、被告は、本件原子力発電所敷地において、H断層系が活動時期の最も新しい断層と考えられると評価し、これを敷地内の断層の活動性評価の代表としたこと。

乙B第117号証 浜岡原子力発電所 敷地周辺の活断層評価（コメント回答資料）

（抜粋）

[表紙, 11～14, 16～19, 27, 28, 39, 50, 69, 70, 72, 74, 76, 100, 101頁]

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成28年11月4日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 以下のことを証する。

- 被告は、敷地及び敷地周辺の詳細な活断層調査結果に基づき、本件原子力発電所の敷地前面海域の大陸棚から陸域にかけて褶曲構造が北北東－南南西方向に連続して分布していることを確認したこと。
- これらの褶曲構造は、フィリピン海プレートが陸のプレートに沈み込むことによって形成された付加体地域に分布し、その褶曲軸が南北方向でありトラフ軸に並走していることから、プレートの沈み込みに伴う水平方向の圧縮力によって現在とは異なる古い堆積盆（前弧海盆）の内部にゆっくりと変形して形成された褶曲構造であり、少なくとも中期更新世の末頃までに活動を停止したと考えられること。
- 地下構造調査結果によると、敷地前面海域の大陸棚から陸域にかけてみられる褶曲構造には、深さ約2 kmの調査範囲において地下深部から地表付近まで及ぶような変位を有する断層は認められないこと。
- 文献調査結果及び地下構造調査結果からすれば、敷地及び敷地周辺に分布する南北走向の褶曲構造は、地層の堆積時にゆっくりと変形して形成された褶曲構造であり、内陸地殻内地震の震源断層として将来活動する可能性のある断層の存在を示唆するものではないと考えられるが、被告は、複数の地点で後期更新世の上載層に変位・変形が認められないことを十分に確認できない場合は、上記のような褶曲構造も、安全評価上、地下に内陸地殻内地震の震源断層を想定する「震源として考慮する活断層」として評価することとしたこと。
- A-17グループの褶曲構造については、敷地の北側の陸域と南側の海域においてはこれを幅広く覆う上載層が分布しており、褶曲構造を幅広く覆う複数の調査地点において後期更新世の上載層に変位・変形が認められず、褶曲構造を幅広く覆う上載層が存在しない敷地付近の一部区間についても、部分的な活動を示唆する構造の変化が認められないこと、及びこれらの調査結果からすれば、敷地付近の褶曲構造

を幅広く覆う上載層が存在しない範囲も含め「震源として考慮する活断層」に当たるとは考えられないものの、被告はより慎重に評価することとし、A-17グループのうち褶曲構造を幅広く覆う上載層が存在しない敷地付近の長さ15.7kmの区間については、「A-17断層」と呼称して、「震源として考慮する活断層」と評価したこと。

以 上

